



第29回定期本部委員会 職場討議資料

定期大会以降の経過について

安全・安定輸送に向けて た取り組みについて

JR四国は、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、すべてに優先する最重要課題である。」としています。

そのような中、昨年8月19日に牟岐線「地蔵橋」中田間」の軌道内で作業中の電気係員が、普通列車4560Dにあわや触車という重大な運転支障事故が発生するとともに、年末年始輸送中の12月31日には、オレンジタウン駅構内において、普通列車4332Dが安全側線に進入し脱線するという事故が発生しました。両事象とも、一歩間違えれば人命に関わる重大な

事柄であることから、緊急に原因究明と再発防止策の徹底を申し入れ、協議しました。

労働条件の維持・改善について

1 総合労働協約の改訂等について
本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年度までの未解決事項を中心として、各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月12日、「総合労働協約改訂について」を申し入れるとともに、併せて「平成27年度準組合員（エキスパート社員及び契約社員）の賃金引き上げ」について申し入れました。

た。なお、主な要求は以下のとおりです。
① 労働時間短縮の実施計画について
年間120日への休日増
② 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
③ 半休制度の適用勤務種別の拡大
④ 保存休暇の使用範囲の拡大
⑤ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑥ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑦ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑧ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑨ B単価、C単価、F単価の見直し
⑩ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑪ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑫ 制服・防寒着等の改善
⑬ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑭ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑮ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

また、ジェイアール四国バスにおいても、四国運輸局による「一般乗合旅客自動車運送事業監督」において、整備管理者講習の未受講が2件指摘され、連続運転時間の限度を超えて乗務する告示違反が1件明らかになり、高松支店及び観音寺営業所に対し、それぞれバス1台を10、20日間使用停止とする行政処分が通告されました。今回の処分は、安全運行に対するお客様信頼を損なうとともに、ジェイアール四国バス会社の信用を失墜させる結果となつたことから、速やかに原因究明と再発防止について申し入れるとともに、実効的対策の徹底について協議してきました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

「メインスローガン」 職場で 地域で 夢を語ろう！ 「サブスローガン」 (案) 1 安全・安定・安心輸送の確立に向け、 最大限取り組もう！ 2 2016春季生活闘争に勝利し、賃金の 引き上げ・生活改善を実現しよう！ 3 JR連合との連携を強化し、 政策課題の解決を図ろう！ 4 来たるべき参議院選挙勝利に向け、 組織の総力を結集しよう！

職場環境改善について

職場環境改善に向けた取り組みは極めて重要であるとの認識のもと、現行の労使間ルールを踏まえながら、「明るく働きがいのある職場づくり」に向け取り組んできまし

た。具体的には、定期大会以降の支部・分会大会及び各種集會等で議論された職場諸問題及び福利厚生に關して149項目を精査し、解決に向けた取り組みを行ってまい

りました。また、エキスパート社

とから、祝日法改正に合わせ休日を増加させるべきである。併せて、その他の要求項目である3人目以降の子の扶養手当の是正や各種手当の新設及び増額、定期健康診断受診時の取り扱い、エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げ等、積み残した課題が多くあるため、次年度に向け前向きな検討を要請する。」と訴えま

11月17日の交渉において、支給月数は基準内賃金の1.87ヵ月分、準組合員（エキスパート社員及び契約社員）の一時金についても昨年実績を上回る回答がありました。

組合は持ち帰り業務対策委員会を開催し、会社を取り巻く状況は、鉄道運輸収入が3期ぶりの増収となり対前期を4.9億円上回ったといえ、営業損失が100億円を超えることが想定されるなど、依然として厳しい状況である。そのような中、安全・安定輸送及び収入の確保、政策課題解決に向けた取り組み、並びに経費削減施策への協力、更には、昨年の年末手当を0.01ヵ月上回ったことなどについて議論・検討した結果、現時点において会社として精一杯の回答であると判断し妥

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

① 育児・介護支援及び育児に関する短時間勤務制度の拡充
② 半休制度の適用勤務種別の拡大
③ 保存休暇の使用範囲の拡大
④ 有給休暇の新設（配偶者出産・ボランティア・リフレッシュ等）
⑤ 55歳以上の基本給支給率の改善及び適用時期の見直し
⑥ 3人目以降の子の扶養手当増額
⑦ 夜間特殊業務手当等、各種手当の増額
⑧ B単価、C単価、F単価の見直し
⑨ SASの検査・診察・治療等の対応拡充
⑩ 人間ドック補助対象年齢の拡大及び脳ドック等への補助
⑪ 制服・防寒着等の改善
⑫ 準組合員（エキスパート社員）の短日数勤務制度の適用職拡大及び乗務員の専用行路の新設
⑬ 準組合員（契約社員）の生理・結婚等の有給休暇新設
⑭ 平成27年度準組合員の賃金引き上げについて
平成27年度準組合員の賃金引き上げについては、エキスパート社員及び契約社員が「働きがい」を実感できる労働条件の充実・前進を目指して取り組まれました。

職場環境改善について

職場環境改善に向けた取り組みは極めて重要であるとの認識のもと、現行の労使間ルールを踏まえながら、「明るく働きがいのある職場づくり」に向け取り組んできまし

た。具体的には、定期大会以降の支部・分会大会及び各種集會等で議論された職場諸問題及び福利厚生に關して149項目を精査し、解決に向けた

取り組みを行ってまい

りました。また、エキスパート社

員制度が設立されて以降、組合は多様な勤務制度の創設や職種の拡大等、制度改善・充実に向けて会社に申し入れてきました。更に、公的年金の報酬比例部分が段階的に引き上げられていく中で、60歳以降の賃金や労働条件の改善など、引き続き残された課題解決に向け取り組んでまいりました。

4 会社施策等への対応

昨年12月15日の経営協議会において、「高松都市圏における複数両数ワンマン運転の試行」について説明がありました。その考え方は、当社は経営自立計画に基づく総額人件費の抑制を図るため、効率的な業務執行体制の構築を目指しているところである。比較的に、有人駅割合が高い高松都市圏において、車掌の所要数削減に効果的な朝夕通勤時間帯の複数両数ワンマン運転（信用降車型ワンマン運転）を行い、①安全性向上の観点から車掌スイッチによる2両全ドア開扉を行い、安全性・定時性、車内秩序維持を検証する。②無人駅は信用降車とし、これによる収入影響を検証する。という内容でした。

併せて、現行のワンマン設備を活用し、高松琴平間において6本の列車（121系ワンマン改造車）での試行というところが明らかになりました。組合としては、過去に地上運賃受型ワンマン運転を試行する際、「ハード面の安全設備が整備されるまでは、複数区間での複数両数によるワンマン運転は実施すべきではない。」と訴えてきました。今回の試行は、これらの主張が一部反映された結果であると認識しつつも、引き続きホームセンサーの整備など、ハード面での安全対策を強く

求めるとともに、試行実施後に浮上する運転・安全面及び停車時分並びに接客面での問題点について改善を図るよう申し入れました。これに対し、会社側もできる限り改善を図っていききたいという考え方が示されました。

5 ジェイアール四国パ

5 ジェイアール四国パ

5カ月、支払日は12月4日以降との回答がありました。併せて会社より「平成27年度上期の高速バス輸送人員は、ピーク時である平成20年度上期実績の94.8%であり、依然として回復していない状況で推移しています。しかしながら、この期間では、夏の台風等の影響による夏休便数が前年比で58%と少なかつたことや、続行便の運行便数を前年比で142%と多く運行できたことなどから、高速バス輸送人員は対前年103%となりました。このような状況において、中間決算では、対前期比でみると売上高は、4.1%の増、営業費用は0.6%の減となり、経常利益は、前年を上回る125百万円、154.6%増となりました。

1 「企業一組合」

今期は、高速バスの増便収入の確保と経費の削減に向けた種々の取り組みの成果に加え、軽油単価が見込みより低額であったことも加わり達成できた利益確保でありますが、根底は、労使一体かつ相互理解と協調の結果であったと考えます。

今後も、業務運営の効率化や運行部門と販売部門のコスト削減とも合わせて、基幹的業務である高速バス路線の収益性の向上に取り組む一方、ローカル路線の効率的な運営を求めることで、これからの時代に打ち克つ強靱な経営体質を目指します。引き続き、安全の確保と安定経営に向けた基盤整備に取り組むこととし、貴組合の協力を期待します。とのコメントがありました。

とから、会社の回答は、組合の主張を最大限考慮するとともに、現在の経営状況を踏まえた精一杯の回答であると判断し、妥結しました。

2 組織拡大について

昨年の定期大会以降、国労より1名、中途採用者より2名の加入がありました。またジェイアール四国バスでは、契約社員から社員へ登用された10名全員の組織拡大を図りました。また、契約社員は、JR四国及びジェイアール四国バスにおいて新規採用者を中心に組織拡大を図りました。

6月の定期大会において、ジェイアール東日本労働組合の一連の行動に対し制裁を決定し、一年半が経過しました。その後JR東日本労働組合より再度の加盟申請がありましたが、JR連合はこれを保留扱いとしたため、JR東日本労働組合は「JR連合運動への参加を見合わせる」旨について決定し、今日に至っています。

3 JR四国労組退職者連絡会について

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に結成されました。昨年10月13日、第1回幹事会を開催し、一年間の活動方針と組織運営について意思統一を図るとともに新たな役員体制を決定しました。また、10月21日から22日にかけて三重県鳥羽市で開催された、「JR連合退職者連絡会」「全国会長退職者連絡会」に参加し、連絡会活動の強化に向けて意思統一を図りました。

の後、青女議長が特別執行委員として専任指定を受けました。また、11月4日の本社支部青年女性会議定期委員会を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会が開催され、新たな各支部体制が確立されました。

4 レクレーション活動

レクレーション活動においては、如何にすれば職域を超えた仲間の交流拡大を図れるのかを念頭に置き、7月25日、26日には「アクティブユース2015 in まんのう公園」、1月30日には「JOYレク冬の陣2016」を自ら企画・開催し、青年女性組合員同士の交流拡大に努めました。

の、青女議長が特別執行委員として専任指定を受けました。また、11月4日の本社支部青年女性会議定期委員会を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会が開催され、新たな各支部体制が確立されました。

5 男女平等参画推進の取り組みについて

JR四国労組は、男女平等参画推進に向け、「男女平等参画推進委員会」を設置するとともに、目標を設定するなど、今日まで取り組んでまいりました。具体的には、本年1月8日に「第1回男女平等参画推進委員会」を開催し、「男女平等参画推進委員会」を推進する上で問題点の抽出、総合労働協約改訂への反映及び「第3次男女平等参画推進計画」達成に向けた課題等の解決に向けて議論を行いました。

の、青女議長が特別執行委員として専任指定を受けました。また、11月4日の本社支部青年女性会議定期委員会を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会が開催され、新たな各支部体制が確立されました。

6 青年女性会議の育成・強化の取り組みについて

昨年10月12日に香川県宇多津町「ホテルサンルート瀬戸大橋」において、「Re・START!」新たな一歩、更なる挑戦」をスローガンに掲げ、本部青年女性会議第23回定期委員会を開催しました。

の、青女議長が特別執行委員として専任指定を受けました。また、11月4日の本社支部青年女性会議定期委員会を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会が開催され、新たな各支部体制が確立されました。

7 部会活動の取り組みについて

昨年9月10日に「部会三役会議」を開催し、一年間の取り組みの総括及び部会活動の充実を目指して部会任務の明確化に向けた意思統一を行いました。

の、青女議長が特別執行委員として専任指定を受けました。また、11月4日の本社支部青年女性会議定期委員会を皮切りに、6支部全てにおいて支部青年女性会議定期委員会が開催され、新たな各支部体制が確立されました。

8 調査活動の充実強化に向けて

2015春季生活改善闘争及び賃金到達目標への達成等の検証をはじめ、賃金政策議論に反映すべく、昨年9月に全組合員を対象とした「JR連合

（金）本部1階会議室

1 政策・調査活動の取り組みについて

JR三島・貨物の経営安定化に向けた取り組み

第22回賃金実態調査」に各級機関の協力のもと取り組みました。(回収者数1,849名 回収率86%)

また、連合関係では、「2015年度労働条件等の点検に関する調査」、「労働条件関係等調査」等、各種調査にも協力しました。

教育・広報活動の取り組みについて

1 教育活動について

(1) 教育担当者会議について
昨年8月18日に教育担当者会議を開催し、平成27年度の大会方針に基づいた具体的な教育活動実施計画等を決定しました。

(2) ユニオンスクール「フレッシュマンコース」

10月2日から3日にかけて、香川県三豊市「ルポール栗島」において入社5年以内の組合員を対象とした「フレッシュマンコース」を32名参加のもと開催しました。

四国各地より集まった受講生は、本部役員等の講義に熱心に耳を傾け、「労働組合の基本的認識・JR四国労組の取り組み」

「組合と共済」・「労働活動の歴史」・「政治活動との関わり」及び「安全・安定輸送の確立及び政策課題解決に向けた取り組み」等、労働組合のあるべき姿を理解するとともに、組合との関わり方や職場を超えて仲間意識を深める重要性を学びました。

(3) ユニオンスクール「レベルアップコース」

12月19日に、本部3階会議室において本部・支部・分会青年女性会議役員を対象とした「レベルアップコース」を30名参加のもと開催しました。

や「JR四国労組の歴史」等について理解し、組合運動の原点である「分会組織の活性化」の必要性や取り組み方、「労働協約」の詳細等について学び、次代を担う組合員のレベルアップを図りました。

2 広報活動について

(1) 昨年8月18日に広報担当者会議を開催し、新聞、ニュースの正確な情報伝達について確認しました。

(2) 「JR四国労組新聞」を7回発行し、情報の提供・共有化に努めました。

(3) 団体交渉等速報性が求められる情報について「JR四国労組ニュース」を11回発行しました。

(4) ジェイアール四国バスとの団体交渉等の情報について「自動車支部ニュース」を5回発行しました。

(5) JR四国労組ホームページに「JR四国労組ニュース」、「自動車支部ニュース」及び「JR四国労組新聞」等の情報を公開するなど、迅速な更新に努めました。

ボランティア活動の取り組みについて

JR連合は、労働組合の社会的な役割に鑑み、ボランティア活動を重要な活動のひとつに位置付けて取り組んでいます。

昨年9月12日から13日にかけて、山梨県早川町においてJR連合第1回ボランティア担当者会議が開催され、各単組でのボランティア活動の取り組み状況や課題について意見交換を行い、それぞれの地域で主体的なボランティア活動を積極的に展開することを確認しました。

ながら、私たちの抱える総合交通政策の課題解決に向け様々な要請行動等を展開しました。

政治・共闘の取り組みについて

(1) JR連合国会議員懇談会の活動について
JR連合の抱える政策的、組織的課題の解決に向けて、JR連合国会議員懇談会に参加し、課題認識の共有化を図る等国政への対応を強化してきました。

(2) JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」の活動について
JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」は、四国における総合交通体系の確立や様々な政策課題の解決を目指す民主党政国会議員全員に賛同いただき活動を展開してきました。

(3) JR四国労組議員団会議との連携強化について
「2015年交通重点政策」の課題解決のためには、地域と密接に関わる議員団会員との連携が重要であるとの認識のもと、連絡体制を密に取り組みを強化してきました。

(4) JR四国労働組合連合会との連携強化について
今年度も連合四国プロジェクトが提唱する会議、諸行動や、「連立互恵のカンパ」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

(5) JR四国労働組合連合会との連携強化について
今年度も連合四国プロジェクトが提唱する会議、諸行動や、「連立互恵のカンパ」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

(6) JR四国労働組合連合会との連携強化について
今年度も連合四国プロジェクトが提唱する会議、諸行動や、「連立互恵のカンパ」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

(7) JR四国労働組合連合会との連携強化について
今年度も連合四国プロジェクトが提唱する会議、諸行動や、「連立互恵のカンパ」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

(8) JR四国労働組合連合会との連携強化について
今年度も連合四国プロジェクトが提唱する会議、諸行動や、「連立互恵のカンパ」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

福祉・共済事業活動の取り組みについて

(1) JR連合四国地協は、JR連合の地方機関として地方での産別及び単組との交流と連帯を深め、組織の強化に取り組みました。

(2) JR四国グループ労働組合連合会について
11月25日、高松市において「第21回定期大会」を開催し、新執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

(3) JR四国再発見の取り組みについて
執行委員会見解を発し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してきました。

(4) JR四国再発見の取り組みについて
執行委員会見解を発し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してきました。

(5) JR四国再発見の取り組みについて
執行委員会見解を発し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してきました。

(6) JR四国再発見の取り組みについて
執行委員会見解を発し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してきました。

(7) JR四国再発見の取り組みについて
執行委員会見解を発し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してきました。

(8) JR四国再発見の取り組みについて
執行委員会見解を発し、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してきました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

国内外労働者との連帯活動について

昨年7月に、JR連合の「第13次台湾鉄道工会訪問団」に参加し、国外労働者と会議・交流を通じて広範な知識の習得や国際意識の高揚に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

また、11月3日には、香川県高松市「香川県青年センター」体育館において「第4回ドッジボール大会」を開催し、四国各地より組合員130名が参加し、組織強化に努めました。

安全・安定輸送に向けた取り組みについて

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

JR四国は平成27年度事業計画において、「安全の確保は、鉄道事業者が絶対を守るべき使命である」とともに事業運営の根幹であり、全てに優先する最重要課題とする。また現場主義の徹底、現場力の向上、グループ一

からの脱却による日本経済の再生、経済の好循環を創出していくためにはGDPの6割を占める個人消費の回復が不可欠であり、景気回復を本流に載せるためにも、私たちが労働者の個人所得の向上によっていっそう家計消費を拡大し、これを通じて内需拡大を図ることが求められています。

2016春季生活闘争と労働条件改善の取り組みについて

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

2015年度の平均消費者物価上昇率(生鮮食品含む)は概ね0.3%が、インフラとなつていますが、生活実感としての物価は上昇し、労働者が景気回復を実感するまでには至っていません。過去2年間の春季生活闘争を経て、多くの加盟単組が賃上げをはじめとする大きな成果を挙げたものの、家計の実質的な消費増に追いづく水準まで景気回復が労働者の給与へ十分に反映されておらず、可処分所得が目減りしているのが現状です。

労働力人口が減少していく中で国民生活を維持し向上を図るには、生産性向上が必要で、働く者一人ひとりがそれぞれの能力を活かしながら生産性を高めていくこと、そして仕事に応じた適正な処遇を確保することが求められます。2016年春季生活闘争では働き方と処遇のあり方を見直しに着手するとともに、労使協議を通じてその必要性を確認します。

2016春季生活闘争と労働条件改善の取り組みについて

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

JR連合は昨年の第23回定期大会において、「中期労働政策ビジョン(2014~2018)」を決定し、JR関係労働者にとつての相応しい働き方を明確にするとともに、2015年春季生活闘争では、新たな労働政策ビジョンのもとで月例賃金の向上をはじめとする諸労働条件の維持向上に取り組みしました。2016年春季生活闘争は、「中期労働政策ビジョン(2014~2018)」に基づき、2年目となりますが、毎年繰り広げられる春季生活闘争が単年度の取り組みである一方で、同ビジョンはより中長期的視点に立ち脚したうえで、JR関係労働者にとつてのあるべき働き方を実現するための一里塚となつていきます。

3 JR連合の2016春季生活闘争方針について

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

2016年春季生活闘争は、「格差是正」に寄与する取り組みの強化
連合は、月例賃金にこだわらず、賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準に至っていません。また、格差の是正も実現していません。

① 賃金全般に関する水準の維持・向上に向けた取り組みの強化
「賃金は最大の労働条件」との認識に立ち、ベータアップ要求による統一行動をはじめ、賃金項目全般の引き上げを図り、「中期労働政策ビジョン(2014~2018)」に掲げた目標賃金水準への到達と適正な配分を求め、成果を実感できる取り組みを強化します。

② 全ての労働条件について改善を図る総合生活改善闘争の強化
「中期労働政策ビジョン(2014~2018)」に基づき、賃金をはじめ、労働時間や休暇・休日などの諸制度、福利厚生といった全ての労働条件について検証を行うとともに改善を図る総合生活改善の取り組みを徹底します。

③ 非正規労働者の待遇改善に向けた取り組みの強化
契約社員・パートなど非正規労働者の待遇改善に重点を置いて取り組み、とりわけ労働契約法改正を踏まえた正社員との均等処遇の取組を強化します。併せて未組織労働者の労働条件改善への波及など、労働組合としての社会的責任を果たすための取り組みを強化します。

④ すべてのJR関係労働者の諸労働条件向上に向けた取り組みの強化
JR各社に比して低位に置かれているグループ会社で働く労働者の諸労働条件向上を念頭に、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現を全面に押し出した闘いを展開します。具体的には、第一義的にはJRグループ内において、全体で生み出した付加価値の適正な分配に資する公正取引の実現と、安全・安定輸送を基軸とする良質なサービスの提供を支える「一人への投資」を重視し、その

効果が広くJRグループ内に波及・浸透する取り組みを行います。更には協力会社等も含めて同様の取り組みを図り、積み重ね、ひいてはすべてのJR関係労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」を図ることで、JRグループ全体の将来をより一層確固たるものとし、発展に繋げていく取り組みを行います。

(2) 賃金関係要求内容
① 基本スタンス
各単組は月例賃金を構成する全ての賃金項目について検証し、月例賃金総額の引き上げに徹底してこだわった取り組みを展開します。

② 「中期労働政策ビジョン(2014~2018)」に掲げる目標賃金(上位目標賃金、水準と実態との乖離を踏まえ、ベータアップをはじめとする月例賃金の引き上げによる目標賃金水準への到達)など、目標賃金水準に達した単組については、更なる労働条件の向上を目指した賃金全体についての一層の改善を図ります。

③ 各社における業績に基づく適正配分を通じた月例賃金の底上げによる労働分配率の是正
④ 私たちが提供している労働の価値の再確認、月例賃金総額の向上による実質的な給与所得の増大を通じた、全てのJR関係労働者における意欲を持つて日々の業務に遂行できる環境の創出
⑤ グループ会社の賃金底上げと労働条件改善を実現するための積極的な賃金引き上げ要求、実現を通じた波及効果の創出、及び格差是正と側面支援の強化

(4) 賃金要求項目の集中
① 上述の通り、月例賃金総額の引き上げを図るべく、月例賃金を構成する諸手当の引き上げを図ります。具体的な要求項目は各単組において判断することとしますが、各単組はワーク・ライフ・バランス実現に資する要

求項目を盛り込むこととします。
② 時間外割増率については、各単組が連合の目標(時間外50%、休日100%)を実現を早期に図ります。
③ 期末手当(夏季手当、年間臨給)については、可能な限り同時要求することとします。

(5) 非正規労働者に関する要求
① 時間給については「誰もが時給1,000円」の実現を目指します。
② 正社員との均等待遇を目指す観点から、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化します。
③ 時給引き上げについては、「正社員との均等・均衡処遇を目指す観点から、40円を目安として時給の引き上げを目指します。」

④ 単組が取り組む地域水準については、「県別リビングウエイジ」を上回る水準を目指します。
⑤ 月給制の非正規労働者の賃金については、正社員との均等待遇を目指す観点から改善を求めます。
⑥ 正社員化の制度創設を目指します。
⑦ 諸手当等(期末手当、時間外手当、通勤費など)を要求します。
⑧ 労働契約法の改正趣旨を踏まえ、正社員との均等待遇(昇給ルール、時間外割増適用、無期契約転換後における均等処遇の確保、慶弔休暇等)を要求します。

⑨ その他労働条件の改善にむけて要求します。
(6) 総合労働条件要求、及び制度・政策要求
① 総労働時間の短縮
時間外労働時間の削減
年間総実労働時間1800時間を目指す。
② 時間外労働等割増率について、法定割増率水準からの引き上げを

求める。特に、中小企業において1ヶ月60時間を越える時間外労働に対する150%/100%以上の割増率引き上げを図る。
③ 労働時間管理の適正化を図るべく、職場実態の点検強化を行うとともに、問題点の改善に向けた労使協議の展開とルール作りを取り組むこととします。
④ 36協定の遵守状況、特に特別乗付協定を締結している単組についてはその適宜点検を図る。

⑤ 平均年休取得率90%を目指すとともに、年間取得ゼロの組合員をなくす。
⑥ 全ての単組が採用時の年休付与日数15日以上を実現する。
⑦ 半日休暇制度の回数制限撤廃を実現する。
⑧ 事業所ごとに年休取得率を把握し、適正人員の措置を通じて取得率の向上に向けた取り組みを展開する。
⑨ 職場における男女平等の促進
⑩ 女性の職業生活における活躍の推進(女性活躍推進法)を図る。
⑪ 女性活躍推進法が成立し、2016年4月1日から法律が施行される。国や地方公共団体、民間事業者は女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情の把握、改善計画の策定することとなった(300人以下の民間事業者については努力義務)ことを受け、2016年春季生活闘争において取り組みを進める。

⑫ 改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法及び改正男女雇用機会均等法の定着・点検を行う。
⑬ 育児・介護に関する改善
⑭ 育児休業、介護休業、子の看護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除、介護休暇の申し出

や取得による人事考課における不利益取り扱いを禁止するとともに、昇給における育児及び介護休業期間外規定並びに介護休業期間外規定及び介護休業期間中の賃金引き上げを求め、格差是正を図る。
⑮ 法定を超える育児・介護休業期間の拡充や育児・介護に係る短時間勤務制度の拡充、子の看護休暇制度の拡充等、育児及び介護に関する諸制度の拡充・前進を図る。
⑯ 具体的には、育児・介護休業を希望する社員誰もが制度を利用できるようにするための代替要員の確保、仕事と育児・介護の両立を実現させるための転勤に対する配慮措置の創設、育児休業終了後の復帰時における仕事・職場の選択肢の拡充、特に仕事と育児の両立実現に向けた日勤職場の拡大等を求める。
⑰ 有期契約労働者へ制度を拡充する。
⑱ 労働条件向上に資するワーク・ライフ・バランスの確立
⑲ 60歳以降の雇用制度並びに賃金制度については、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用を前提とした、合理的な雇用制度と賃金制度の確立に取り組む。
⑳ また、60歳以降の諸労働条件の前提となる50歳以降のシニア層の基本賃金をはじめるに諸労働条件の改善に努める。とりわけ「同一価値労働・同一賃金」の理念に基づいた点検並びに改善を求め、シニア層にとって働きがいのある職場環境整備を図ることとする。
㉑ 併せて、生涯獲得賃金の更なる引き上げを目的として退職手当の改善に取り組み、第一基本給の縮小・廃止をはじめとする要求を行う。

⑳ 労働契約法の趣旨に基づき、法定(有期契約5年)を下回る年限での無期転換確保に取組み、均等待遇の観点に立つて、有期契約労働者の労働条件全般の点検を図る。
㉑ 改正労働者派遣法に関する取り組み
㉒ 派遣労働者の労働条件の点検・改善
㉓ 派遣労働者の受け入れ開始時や派遣期間を延長して受け入れる際における確実な要員協議や意見表明
㉔ 若者雇用に関する取り組み
㉕ 新卒者募集における職場情報の積極的開示
㉖ 求人情報における適切な労働条件提示
㉗ 職場への定着促進に向けた時間外労働、休日などの改善
㉘ 障がい者雇用に関する取り組み
㉙ 障がい者理由とする差別禁止の確保
㉚ 合理的配慮の提供に向けた体制整備の確保
㉛ 安全な職場づくり
㉜ メンタルヘルス対策(ストレスチェック)、長時間・過重労働対策、労働環境防止対策、パワハラ安全管理対策など、労働安全衛生法令の遵守と安全配慮義務の履行に関する企業内での対応状況の確認と改善を行う取り組み

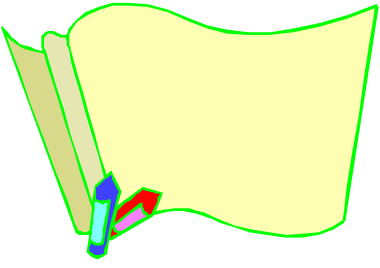
4 グループ労働者の2016春季生活闘争方針
(1) 基本的な考え方
JR連合は、「中期労働政策ビジョン(2014~2018)」に掲げる目標賃金への到達とグループ全体での雇用確保、労働条件向上に向けて、各単組が「19年」として闘うべき目標を定め、2016春季生活闘争を闘うべく、第一基本給の縮小・廃止をはじめとする要求を行う。

① 賃金関係要求内容
② 賃金引き上げ要求
③ 賃金関係要求内容
④ 賃金関係要求内容

⑤ 賃金関係要求内容
⑥ 賃金関係要求内容
⑦ 賃金関係要求内容
⑧ 賃金関係要求内容

⑨ 賃金関係要求内容
⑩ 賃金関係要求内容
⑪ 賃金関係要求内容
⑫ 賃金関係要求内容

⑬ 賃金関係要求内容
⑭ 賃金関係要求内容
⑮ 賃金関係要求内容
⑯ 賃金関係要求内容



とする。

(4) 総合生活改善に向けた要求について
 総労働時間の短縮、割増賃金の改善等について、JR各単組と同様のテーマを掲げて取り組まれます。なお、要求策定にあたっては、各単組の置かれていた実態に応じた目標を各々設定し、実現を図っていくこととします。

(5) 非正規労働者の均等待遇の実現に向けた取り組み
 非正規労働者の均等待遇の実現に向けて、JR各単組要求で掲載した要求と同内容とします。とりわけ「正社員化の制度導入及び要件緩和」に取組むとともに、正社員との均等待遇を目指す観点から、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化します。

(6) 協力会社等を含めた労働条件の「底上げ・底支え」の取り組み
 グループ会社のみならず、協力会社等を含めた労働条件の「底上げ・底支え」、「格差是正」を図るといふ観点から、全体で生み出した付加価値の適正な分配に繋がる公正な取引関係を実現させる取り組みを主体的に行います。中でも、すべてのJRに関係する企業における安全の確立と安定した事業運営による収益の確保がJRグループ全体の信頼性向上に繋がるとの立場から、より一層の安全の確立や技術レベル向上はもとより、労働

条件向上・人材育成を図るための原資を創出するべく、受委託契約における契約単価への見直し等、協力会社等における「人への投資」を積極的に求めていきます。

(7) 要求・交渉・回答引き出しの日程設定
 ① 要求提出
 可能な限り、2月29日(月)に一律に要求書の提出を行うこととします。

② ヤマ場と回答指定

連合の設定する中堅・中小集中回答ゾーン(3月22日(土)25日)での回答引き出しに向けて、交渉・妥結の集中化を図ります。原則、妥結については、原則年度内、可能な限り4月中決着を目指して取り組まれます。

5 JR四国労組の2016春季生活闘争方針について
 (1) 基本的な考え方について
 JR四国労組の2016春季生活闘争は、連合、JR連合の方針を基本に、定期昇給の確保と賃金の引き上げ、時短、制度政策要求等、総合生活改善闘争として取り組むこととします。

(2) 要求の根拠
 ① JR労働者として、働きがいのある賃金水準へ到達するため
 ② 厳しい経営環境の中、これを支える組合員の努力に込めるため
 ③ 可処分所得の目減りによる生計の圧迫に対する、賃金引き上げによる実質的な生活改善を目指すため
 ④ グループ労組の賃金改善に向けて相乗効果を図るため
 ⑤ 契約社員の正社員化をはじめとする賃金・労働条件の改善を図るため
 (3) 具体的な要求内容について
 JR四国労組は、JR

連合「中期労働政策ビジョン(2014-2018)」が掲げる目標賃金(上位目標賃金)・我々の目指す「未達目標賃金」(全産業1千名以上の中位数)の達成に向け賃上げの闘いを展開してきましたが、未だ到達していません。こうした状況を踏まえ、月例賃金の改善を基本に、定期昇給の確保を絶対条件として賃金の引き上げを求めます。

2016春季生活闘争の要求方式は、平均賃上げ方式とし、定期昇給の確保を絶対条件に、月例賃金総額6,000円以上への引き上げを求め、そのうち3,000円については純ベアとして要求していくこととします。また、エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、月給相当分は賃金カーブ維持相当分、時給適用者は時給40円の引き上げを目指し、契約更新時期に要求します。

また、期末手当(夏季手当)については、賃金要求項目の集中化を図るため、春闘時に同時要求することとします。

(4) 労働時間短縮の取り組みについて
 労働時間の短縮については、今日まで具体的な要求を申し入れて取り組んできましたが、JR四国を取り巻く厳しい経営環境の中で解決に至っていません。引き続き以下の要求を中心に取り組んでいきます。

① 今後の労働時間短縮についての実施計画
 ② 当面、年間休日120日
 ③ 36条協定における時間外労働時間を年間150時間以内
 (5) 就業規則等の制度改善の取り組みについて
 就業規則等の制度改善は、昨年の総合労働協約改訂交渉での下記の未解決事項を中心に、201

6 春季生活闘争においても粘り強く改善を求め要求してまいります。

① B単価、C単価、F単価等の改正について
 ② 扶養手当の改善
 ③ 配偶者出産・ボラティア休暇の有給化や多様な休暇制度の新設について
 ④ 育児及び介護に関する諸制度の拡充について
 ⑤ 職務手当等の改善について
 ⑥ SAS治療の対応等について
 ⑦ 準組合員(エキスパート社員)の多様な勤務制度の新設・拡大について
 ⑧ 準組合員(契約社員)の生理・結婚の有給休暇の新設について

要求と回答引き出しの日程設定
 ① 要求提出
 2月15日(月)までに要求書を提出することとします。

② ヤマ場と回答指定

連合の設定する先行組合回答ゾーン(3月14日(土)18日)「最大のヤマ場3月16日(日)」中堅・中小集中回答ゾーン(3月22日(土)25日)での回答引き出しに向け取り組まれます。

6 職場環境改善について
 職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であると認識しており、「明るく働きがいのある職場づくり」の観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分会を通じて職場諸問題を精査し、職場環境、福利厚生等の問題点について厚生等の問題点について精査し、経営協議会に付議するなど解決及び改善に向けて取り組まれます。

JR四国の経営状況は、全国に先駆けた人口減少、少子高齢化やLCCの運営等により、厳しい経営環境が続くことが想定されます。

JR四国労組は、安全の確保を大前提に、労働組合としてのチェック機能を発揮しつつ、事業計画を共有化する立場から取り組みの強化を図りま

8 平成28年度夏季手当等の取り組みについて
 JR四国を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境が予想されますが、期末手当が住宅ローンや教育費など、生活費に占める割合は非常に大きくなっています。そのような中、日々の「安全・安定輸送」、増収活動への取り組み、組合員の強い期待感やその努力に報いるためにも、会社の経営実績及びJR他社や世間相場等の動向を見極めながら執行委員会等において議論し、春季生活闘争時において要求することとします。

9 ジェイアール四国バスの労働条件改善等の取り組みについて
 (1) 安全・安心輸送に向けた取り組み
 ジェイアール四国バスは、平成27年度の事業計画において、「お客様から信頼され安心して選択して頂けるバス事業者の要件は、安全輸送とお客様の提供が欠かせない」という認識のもと、全社員がプロ意識に徹し、引き続き安全・安心運転の推進に向け、ハード・ソフトの両面から取り組んでいくこととしています。

JR四国労組も、「安全の確保」は輸送機関の最大の使命であり、組合員一人ひとりが自らの職責を自覚し、悲惨な事故を取り組みの強化を図るとともに、安全衛生委員会等を活用し労働災害の撲滅に向け取り組みます。

2016春季生活闘争の取り組みについて
 2016春季生活闘争の取り組みは、基本連合の取り組みと併せて、本部委員会の方針を受け、業務委員会での意思統一を図ります。

ともに、安全衛生委員会等を活用し労働災害の撲滅に向け取り組みます。

2016春季生活闘争の取り組みについて
 2016春季生活闘争の取り組みは、基本連合の取り組みと併せて、本部委員会の方針を受け、業務委員会での意思統一を図ります。

賞与等の取り組みについて
 夏季賞与等の取り組みは、会社の業績と組合員の期待感、生活実態を踏まえ、世間相場の動向等も勘案しながら業務委員会で議論し要求します。

職場環境改善の取り組み
 職場諸問題の解決は、そこで働く組合員にとつて大変重要な問題であり、その解決・改善に向けて取り組まれます。

「一企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて
 私たちJR四国労組は、結成以来、今日まで「一企業一組合」に向けた組織の充実強化について取り組み、責任組合として当面の目標であった組織率90%を維持しています。

協会系の立候補者全員が辞退し、再度の選挙告示を行う中で、革同系と新社会系を中心とする執行部が選出されました。

また、国労四国においては、昨年4月の新入社員に対する組合加入行動のように組織拡大に向けた行動を行ってまいります。

2 組織の充実・強化の取り組みについて
 組合員に対し、あるべき労働組合像に基づいた組織運営等を継承するために、以下、具体的取り組みを行います。

(1) 組織対策委員会の活用
 本部組織対策委員会を適時開催し、目的達成に向けた具体的な取り組みを検討するとともに、あらゆる機会を活用し情報収集・分析・検討を重ね、各級機関での合意形成を図ります。

(2) 拡大分会長会議(春闘討議集会)の開催
 3月初旬から中旬を目処に各県協において開催し、2016春闘をはじめとする当面する取り組みについて意思統一を図ります。

また、新規採用者の全員加入に取組みます。また、加入後のフォローアップ体制を充実していきます。

また、新規採用者の歓迎会を4月に開催し、配属先となる各支部・分会においても新入組合員の不安解消に向けた取り組みを実施します。

(7) 新規採用者に対する組織拡大の取り組み及び歓迎会の開催
 新規採用者の全員加入に取組みます。また、加入後のフォローアップ体制を充実していきます。

3 民主化闘争への取り組みについて
 民主化闘争の最終目標は、革マル派透視問題を解決することによってJR労働運動の分裂状況に終止符を打ち、真にJRの健全な発展に資するJR労働運動の一元化を達成することにあるといえます。JR四国労組も、この目的達成のための様々な支援活動や情宣活動に参画し、JR労働界再編に向けた組織拡大運動「民主化闘争の完遂」に向けてJR連合と連携を強化してまいります。

また、JR東日本労働組合及びジェイアール・イーストユニオンについては、その運動や共闘のあり方等について見極めていくこととします。

4 JR四国労組退職者連絡会の充実強化について
 JR四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事会を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱っていくこととします。

青年女性会議独自の学習会等の開催や、基本組織である本部・支部・分会の各種活動にも積極的に参画し、青年女性会議の柔軟な発想に基づく活動の活性化を図り、更なる組織強化に向けて、「明るく・楽しく・元氣よく」ステップアップすることを目指します。

男女平等参画推進の取り組みについて
 「男女平等参画推進委員会」を基軸に、JR連合の「男女平等参画推進計画」及び「男女平等参画行動計画」で掲げる課題等の解決や目標の達成に向け取り組んでいきます。

1 政策課題の解決に向けた取り組みについて
 諸課題の解決や政策の実現に向けて、JR連合をはじめ、JR連合国会議員懇談会及び21世紀の鉄道を考える議員フォーラム並びに「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」との連携を更に強化し、組織を挙げて取り組んでいくこととします。

(1) JR四国の経営安定化に向けた取り組みについて
 (2) 鉄道の抜本的高速化に向けた取り組みについて
 (3) 交通重点政策実現に向けた取り組みについて

- (4) 「中期労働政策ビジョン(2014~2018)」実践の取り組み
- (5) ジェイアール四国バスにおける課題解決について
- (6) 交通政策基本法の有効活用に向けた取り組みについて

2 調査活動の充実強化に向けて

激変する社会環境の変化に伴い、労働環境も大きく変わる中、幅広く組合員の意見集約を行う調査活動の充実・強化が求められています。今後もJR連合賃金実態調査をはじめ、JR連合及び連合の実施する各種調査に積極的に参加し回収率向上に努めるとともに、JR四国労組運動に反映させていきます。

教育・広報活動の取り組みについて

1 教育活動について
JR四国労組運動を更に継承・発展させていくため、魅力ある教育活動に取り組みしていきます。なお、今後の主な取り組みについては次のとおりです。

- (1) 分会三役等を対象とした「ニューリーダーコース」
- (2) 管理者組合員を対象とした「特設コース」(管理者セミナー)

2 広報活動について

「JR四国労組新聞」については、引き続き、各種会議や行事の内容及び各級機関の活動など、組合員と密着した記事に重点を置き、親しみやすい紙面づくりを行います。また、「JR四国労組ニュース」や「自動車支部ニュース」もタイムリーでわかりやすい内容として発行します。

ボランティア活動の取

り組みについて

青年女性会議を中心とした「鉄道版交通安全教室」を計画するとともに、全組合員の誰もが参加できる活動として実施している「プルタブ回収」も継続して取り組んでいきます。

また、新たなボランティア活動を検討するなど、活動の充実を図ります。

政治・共闘の取り組みについて

1 政治関係について

(1) 政治活動について
JR四国労組「四国」の鉄道を考える国会議員連絡会やJR連合国会議員懇談会、JR四国労組議員団会議、21世紀の鉄道を考える議員フォーラムのメンバーと連携し、総合交通政策の実現や、具体的な課題の解決に向けて政治活動を展開します。

2 共闘関係について

(1) 連合・交運労協
連合四国ブロック・四国交運労協の提唱する国民運動等の諸行動に積極的に参加することを通じて、JR連合運動を地域に浸透させる取り組みを行います。

(2) JR連合四国地協
JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交運労協に対し、JR連合の窓口としてJR連合運動への理解や信頼を高めることに努めます。

(3) JR四国グループ労働組合連合会
グループ労働組合員の労働条件改善という目的達成に向け、JR四国連合がJR四国グループ組合員全体にとつて真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から今後の活動を展開します。

(4) 四国再発見の取り組みについて
運輸収入確保に向け「四国再発見増収キャンペーン」に取り組むことを要請します。

(5) レクレシジョン・サークル活動について
昨年8月に開催した「サークル協議会運営委員会」で確認されたとおり、第14回ボウリング大会を開催するとともに、従来からの県協・支部・分会主催行事への補助についても有効活用を図り、それぞれの独自性のあるサークル活動を支援していきます。

(6) 福祉・共済事業活動の取り組みについて
福祉・共済事業活動の推進に向けて、以下の項目に取り組みます。

(7) 新規採用者の交運共済「総合共済」の全員加入に向けて取り組みます。

第6回本部執行委員会開催

1月8日(金)13時40分より本部1階会議室で「第6回本部執行委員会」を開催した。

経過報告と議事については次のとおり

【経過報告】

- ・組織の強化拡大
- ・業務
- ・オレシタタウン駅構内「列車脱線事故」について
- ・(部会)
- ・工務部会定期委員会
- ・運輸部会定期委員会
- ・営業部会定期委員会
- ・(青女)
- ・高知支部青女定期

(1) 連合・交運労協
連合四国ブロック・四国交運労協の提唱する国民運動等の諸行動に積極的に参加することを通じて、JR連合運動を地域に浸透させる取り組みを行います。

(2) JR連合四国地協
JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交運労協に対し、JR連合の窓口としてJR連合運動への理解や信頼を高めることに努めます。

(3) JR四国グループ労働組合連合会
グループ労働組合員の労働条件改善という目的達成に向け、JR四国連合がJR四国グループ組合員全体にとつて真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から今後の活動を展開します。

(4) 四国再発見の取り組みについて
運輸収入確保に向け「四国再発見増収キャンペーン」に取り組むことを要請します。

(5) レクレシジョン・サークル活動について
昨年8月に開催した「サークル協議会運営委員会」で確認されたとおり、第14回ボウリング大会を開催するとともに、従来からの県協・支部・分会主催行事への補助についても有効活用を図り、それぞれの独自性のあるサークル活動を支援していきます。

(6) 福祉・共済事業活動の取り組みについて
福祉・共済事業活動の推進に向けて、以下の項目に取り組みます。

(1) 連合・交運労協
連合四国ブロック・四国交運労協の提唱する国民運動等の諸行動に積極的に参加することを通じて、JR連合運動を地域に浸透させる取り組みを行います。

(2) JR連合四国地協
JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交運労協に対し、JR連合の窓口としてJR連合運動への理解や信頼を高めることに努めます。

(3) JR四国グループ労働組合連合会
グループ労働組合員の労働条件改善という目的達成に向け、JR四国連合がJR四国グループ組合員全体にとつて真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から今後の活動を展開します。

(4) 四国再発見の取り組みについて
運輸収入確保に向け「四国再発見増収キャンペーン」に取り組むことを要請します。

(5) レクレシジョン・サークル活動について
昨年8月に開催した「サークル協議会運営委員会」で確認されたとおり、第14回ボウリング大会を開催するとともに、従来からの県協・支部・分会主催行事への補助についても有効活用を図り、それぞれの独自性のあるサークル活動を支援していきます。

(6) 福祉・共済事業活動の取り組みについて
福祉・共済事業活動の推進に向けて、以下の項目に取り組みます。

1 政治関係について

(1) 政治活動について
JR四国労組「四国」の鉄道を考える国会議員連絡会やJR連合国会議員懇談会、JR四国労組議員団会議、21世紀の鉄道を考える議員フォーラムのメンバーと連携し、総合交通政策の実現や、具体的な課題の解決に向けて政治活動を展開します。

2 共闘関係について

(1) 連合・交運労協
連合四国ブロック・四国交運労協の提唱する国民運動等の諸行動に積極的に参加することを通じて、JR連合運動を地域に浸透させる取り組みを行います。

3 JR連合四国地協

JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交運労協に対し、JR連合の窓口としてJR連合運動への理解や信頼を高めることに努めます。

4 JR四国グループ労働組合連合会

グループ労働組合員の労働条件改善という目的達成に向け、JR四国連合がJR四国グループ組合員全体にとつて真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から今後の活動を展開します。

(1) 連合・交運労協
連合四国ブロック・四国交運労協の提唱する国民運動等の諸行動に積極的に参加することを通じて、JR連合運動を地域に浸透させる取り組みを行います。

(2) JR連合四国地協
JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交運労協に対し、JR連合の窓口としてJR連合運動への理解や信頼を高めることに努めます。

(3) JR四国グループ労働組合連合会
グループ労働組合員の労働条件改善という目的達成に向け、JR四国連合がJR四国グループ組合員全体にとつて真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から今後の活動を展開します。

(4) 四国再発見の取り組みについて
運輸収入確保に向け「四国再発見増収キャンペーン」に取り組むことを要請します。

(5) レクレシジョン・サークル活動について
昨年8月に開催した「サークル協議会運営委員会」で確認されたとおり、第14回ボウリング大会を開催するとともに、従来からの県協・支部・分会主催行事への補助についても有効活用を図り、それぞれの独自性のあるサークル活動を支援していきます。

(6) 福祉・共済事業活動の取り組みについて
福祉・共済事業活動の推進に向けて、以下の項目に取り組みます。



① JR連合
② JR連合
③ JR連合
④ JR連合
⑤ JR連合
⑥ JR連合
⑦ JR連合
⑧ JR連合
⑨ JR連合
⑩ その他

① JR連合
② JR連合
③ JR連合
④ JR連合
⑤ JR連合
⑥ JR連合
⑦ JR連合
⑧ JR連合
⑨ JR連合
⑩ その他

① JR連合
② JR連合
③ JR連合
④ JR連合
⑤ JR連合
⑥ JR連合
⑦ JR連合
⑧ JR連合
⑨ JR連合
⑩ その他

① JR連合
② JR連合
③ JR連合
④ JR連合
⑤ JR連合
⑥ JR連合
⑦ JR連合
⑧ JR連合
⑨ JR連合
⑩ その他

ユニオンスクール開催!

本部は、12月19日(土)本部3階会議室において青年女性会議役員を対象にした「ユニオンスクール」を開催した。参加者は30名程度。講師は「労働組合の目的と機能」をテーマに、労働組合の現状と課題、政策課題解決に向けた取り組み、「JR四国における組織の変遷と組織問題」等について講義した。



第1回 男女平等 参画推進委員会開催

1月8日(金)13時より本部1階会議室で「第1回男女平等参画推進委員会」を開催した。

委員会では、引き続き「レディースミーティング」をはじめとする学習会等の場を通じて、男女平等参画推進についての理解を深めていくとともに、各種制度改善に向けて女性の立場から継続して提言を行っていくこと等を確認した。



加入促進に努めます。

(8) 組合員の財産形成と生活を支援するため、財形貯蓄等の加入促進など、労働金庫運動に取り組みます。

連帯を通じ、広範な知識の習得と視野を深める観点から、連合、交運労協、ITF等の主催する諸活動及びJR連合の主催する国際交流、連帯活動に可能な限り参加するとともに、国内においても単組間交流をはじめ、地域社会活動等に積極的に取り組むこととします。

四万十の宿労働組合結成!

12月23日(水)高知県四万十市「四万十いやし」において、四万十の宿労働組合(略称「四万十ユニオン」)の結成大会が開催されました。

準備委員会を代表して挨拶に立った高岡準備委員長は、組合結成に対する感謝を述べるとともに、今後の運動への全組合員の協力を要請しました。

また、JR四国連合を代表し中濱会長が、組合結成までの努力に敬意を表するとともに、今後の取り組みに対する激励と連帯



- 【新役員の皆さん】
- 執行委員長 高岡 和哲
 - 副執行委員長 宮本 昌洋
 - 書記長 山下 武士
 - 執行委員 大黒久美子